

# 横浜市立桂台中学校 災害発生時における対応

本校では、「大規模地震特別措置法」にもとづく警戒宣言や大規模地震の発生・緊急災害時及び風水害、火山等の「警報発表時」に備え生徒の安全確保対策を次のように定めています。

## 1. 大地震警戒宣言発表(発生)時の対応について

『東海地震「警戒宣言」』が発令された場合、  
『市域のいずれかで、震度5強以上の地震』が観測されたとき

登校前に発災・・・原則、当日と翌日は臨時休校とする（再開は学校長判断）

- \* 登下校中は、家に近い場所にいる時は身のまわりの安全を確認して自宅へ戻る。
- \* 学校に近い場所にいる時は身のまわりの安全を確認して登校する。

登校後に発災・・・全生徒留め置き、保護者の引き取りを待つ

- \* 震度5強以下であっても、学校及び周辺地域が停電となっていて生徒を安全に帰宅させられないと判断される場合も留め置きとする。

## 2. 風水害等の気象警報発表時の対応について

「神奈川県全域」「神奈川県東部」「横浜・川崎」に、『暴風警報』『大雪警報』『暴風雪警報』『特別警報』『富士山の噴火による火山灰の「降灰予報」』が発令された場合

登校前に発令・・・午前7時の段階で発令中の場合は、臨時休業とする

- \* 午前7時に、その他の警報（大雨警報・洪水警報）が発令中の場合は、学校から自宅待機の指示がない限り、無理せず安全を確認して登校する。

登校後に発令・・・授業時間を繰り上げ、安全を確認した上で下校する

- \* 状況によっては、留め置きとする。

### 《お願い》

非常の場合は、学校からのメール配信でもお伝えしていきたいと考えておりますが、家庭でも非常時の対策を日頃から話し合いをしておいてください。特に登下校時や、放課後など生徒自身の対応の仕方を確認しておいてください。